



# 船員保険業務ご担当者の方へ

全国健康保険協会船員保険部・日本年金機構からのお知らせ

## 平成 28 年 4 月からの船員保険の 変更点についてお知らせします。

### 傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、船員保険法の改正が行われました。

**平成 28 年 4 月から**、支給開始日以前 1 年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

新しい計算方法は、2 ~ 4 ページをご覧ください。



### 標準報酬月額および累計標準賞与額の上限が引き上げられます

● 平成 28 年 4 月分から、**標準報酬月額および累計標準賞与額の上限**が変更されます。

詳しくは、6 ページをご覧ください。

● 最新の船員保険の保険料額表については、協会ホームページでご確認ください。

船員保険部

検索



### 入院時の食事代が見直されます

入院中の食事の費用について、入院と在宅療養の公平等を図るため、現在 1 食あたり 260 円の自己負担額が、**平成 28 年 4 月から 1 食あたり 360 円に、平成 30 年度から 1 食あたり 460 円に引き上げられます**。（低所得者は負担額の引き上げは行われません。難病患者、小児慢性特定疾病患者は負担額が据え置かれます。）



# 平成 28 年 4 月から傷病手当金・出

## 1 日あたりの支給金額の計算方法が下記のとおり変更されます

<変更前：平成 28 年 3 月 31 日までの申請期間（支給対象日）>

- 1 日あたりの支給金額：【休んだ日の標準報酬月額】÷30 日 ×(2/3)



<変更後：平成 28 年 4 月 1 日以降の申請期間（支給対象日）>

- 1 日あたりの支給金額：

**【支給開始日以前の継続した 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】÷30 日 ×(2/3)**

\* 支給開始日以前の船員保険加入期間が 1 年未満の場合

- 1 日あたりの支給金額：

**【支給開始日以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額】÷30 日 ×(2/3)**

## 平成 28 年 4 月からの具体的な支給金額の計算方法について

### Q1

支給開始日以前の船員保険の加入期間が継続して 1 年以上ある場合、具体的な支給金額の計算方法はどうなりますか。

### A1

支給開始日以前の**継続した 12 ヶ月間の標準報酬月額を平均した額**により計算されます。下記の計算例をご覧ください。

平成 28 年 4 月 15 日支給開始日

平成 27 年 5 月～平成 28 年 4 月（12 ヶ月）

標準報酬月額 30 万円 ⇒

$$① (30 \text{ 万円} \times 12 \text{ ヶ月}) \div 12 \text{ ヶ月} \div 30 \text{ 日} = 10,000 \text{ 円}$$

\* 継続した 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額（5 円未満の端数は切り捨て、5 円以上 10 円未満は 10 円に切り上げ）

$$② 10,000 \text{ 円} \times 2/3 = 6,667 \text{ 円} \quad (1 \text{ 日あたりの支給金額})$$

\* ①の 3 分の 2 に相当する額（50 銭未満の端数は切り捨て、50 銭以上 1 円未満は 1 円に切り上げ）

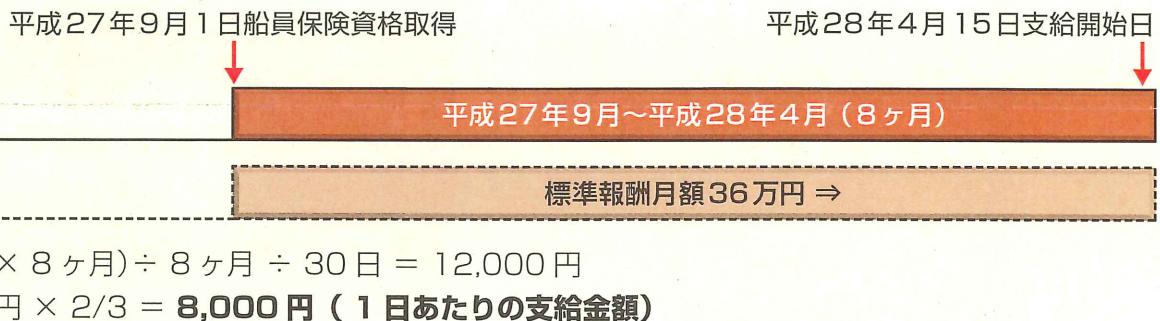
# 傷手当金の支給金額の計算方法が変わります。

## Q2

支給開始日以前の船員保険の加入期間が1年未満の場合、具体的な支給金額の計算方法はどうなりますか。

## A2

支給開始日以前の**直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額**により計算されます。下記の計算例をご覧ください。

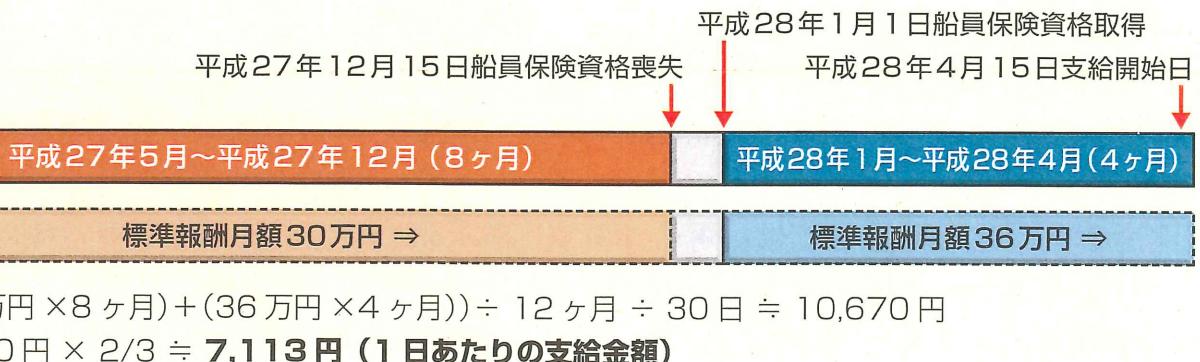


## Q3

支給開始日以前の1年間に、転勤、転職等の理由により使用される船舶所有者に変更があった場合、いずれの期間の標準報酬月額も支給金額の計算の対象となりますか。

## A3

船舶所有者に変更があった場合でも、船員保険に加入されていて、**期間が継続していれば**（離職していた期間が原則1ヶ月以内）、それぞれの標準報酬月額が支給金額の**計算の対象となります**。



平成28年4月より以前から傷病手当金を受給されていた方も、平成28年4月1日以降の申請期間（支給対象日）から新しい計算方法で支給金額を計算します。



## Q4

支給開始日以前の1年間に、疾病任意継続被保険者の期間がある場合、その期間の標準報酬月額も支給金額の計算の対象となりますか。

## A4

疾病任意継続被保険者期間中の標準報酬月額についても、支給金額の**計算の対象となります。**

平成27年8月1日船員保険資格喪失  
同日疾病任意継続被保険者資格取得

平成28年1月1日再就職により船員保険資格取得

平成28年4月15日支給開始日

平成27年5月～平成27年7月(3ヶ月)

平成27年8月～平成28年12月(5ヶ月)

平成28年1月～平成28年4月(4ヶ月)

標準報酬月額30万円 ⇒

標準報酬月額36万円 ⇒

$$\textcircled{1} ((30 \text{ 万円} \times 8 \text{ ヶ月}) + (36 \text{ 万円} \times 4 \text{ ヶ月})) \div 12 \text{ ヶ月} \div 30 \text{ 日} = 10,670 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} 10,670 \text{ 円} \times 2/3 = 7,113 \text{ 円 (1日あたりの支給金額)}$$

## Q5

船員保険の資格喪失日から傷病手当金を受給する場合で、資格喪失日が月の初日で標準報酬月額が存在しない場合、支給金額の計算方法はどうなりますか。

## A5

「被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月」以前の**継続した12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額**により計算されます。

平成28年5月1日船員保険資格喪失

平成28年5月1日支給開始日

平成27年5月～平成28年4月(12ヶ月)

平成28年5月～ 国民健康保険等へ加入

標準報酬月額36万円 ⇒

$$\textcircled{1} (36 \text{ 万円} \times 12 \text{ ヶ月}) \div 12 \text{ ヶ月} \div 30 \text{ 日} = 12,000 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} 12,000 \text{ 円} \times 2/3 = 8,000 \text{ 円 (1日あたりの支給金額)}$$

## Q6

平成28年4月からの出産手当金の計算方法については、傷病手当金の計算方法と同じでしょうか。

## A6

原則として**傷病手当金の計算方法と同じです。**



## 傷病手当金・出産手当金を受けるための条件および支給期間

平成 28 年 4 月から支給金額の計算方法が変わりますが、**支給要件および支給期間については下記のとおり変更ありません。**

### 傷病手当金を受けるための要件

- 職務外の理由による病気やけがの療養のため、働くことができないこと  
<疾病任意継続被保険者の場合は、その資格を取得した日から起算して 1 年未満の間に発した病気やけがに限ります。>
- 給与（報酬）の支払いがない、または、その支払額が傷病手当金の額より少ないこと  
<同一の疾病による障害厚生年金や障害手当金、老齢厚生年金等を受けている場合も、傷病手当金の額と調整対象となります。>



### 傷病手当金の支給期間

- 支給開始日から最長 3 年の範囲で支給されます。

### 出産手当金を受けるための要件

- 被保険者が出産した（する）こと  
<被扶養者は対象外です。>
- 出産のため仕事を休み、給与（報酬）の支払いがない、または、その支払額が出産手当金の額より少ないこと



### 出産手当金の支給期間

- 妊娠の判明した日から、産後 56 日までの期間支給されます。

※ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

## 傷病手当金・出産手当金についてのお問い合わせ先

### 全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒102-8016

東京都千代田区富士見 2-7-2

ステージビルディング 14 階

TEL 0570-300-800 (市内通話料金)

03-6862-3060 (IP 電話・PHS)

# 日本年金機構からのお知らせ

## 標準報酬月額および累計標準賞与額の上限の変更について

平成 28 年 4 月分から船員保険の標準報酬月額の上限および累計標準賞与額の上限が変更になります。

### 1. 標準報酬月額および累計標準賞与額の上限変更の概要

船員保険法における現在の標準報酬月額の最高等級（47 級・121 万円）の上に 3 等級が追加され、上限が引き上げられます。

改定前			改定後		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円以上	第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円以上
					1,235,000 円未満
第 48 級	1,270,000 円		第 48 級	1,270,000 円	1,235,000 円以上
					1,295,000 円未満
第 49 級	1,330,000 円		第 49 級	1,330,000 円	1,295,000 円以上
					1,355,000 円未満
第 50 級	1,390,000 円		第 50 級	1,390,000 円	1,355,000 円以上



船員保険法における年度の累計標準賞与額の上限が 540 万円から 573 万円に引き上げられます。

改定前	改定後
5,400,000 円	5,730,000 円

### 2. 月額変更届の届出

船員保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定前の第 47 級に該当する被保険者のいる対象の船舶所有者に対して、平成 28 年 4 月に管轄の年金事務所より「報酬月額変更届」をお送りします。

船舶所有者におかれましては、等級が変更となる該当被保険者の有無をご確認いただき、該当者がいる場合は、管轄の年金事務所に「報酬月額変更届」を提出してください。

年金事務所にて事務処理を行った後、改めて船舶所有者に対して改定通知書をお送りします。

「標準報酬改定通知書」の到着後は、該当する被保険者に改定後の標準報酬月額等についてお知らせください。

※ご不明な点がございましたら管轄の年金事務所までお問い合わせください。